

3福保子計第108号
令和3年4月23日

各区市町村児童福祉主管部長 殿

東京都福祉保健局少子社会対策部長
奈良部 瑞枝
(公印省略)

緊急事態宣言後の保育所及び学童クラブ等の対応について

日頃より、東京都の福祉行政の推進に御尽力いただきありがとうございます。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が発令され、厚生労働省より「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について」（令和3年4月23日付け事務連絡）が発出されました。

こうしたことを踏まえ、都における保育所及び学童クラブ等の運営については、下記のとおり、対応していただくようお願いいたします。

記

- 1 保育所や学童クラブ等については、感染防止策を徹底しつつ、原則開所していただくようお願いいたします。
- 2 児童や職員が罹患した場合等は、感染拡大防止の観点から保健所等と連携の上、濃厚接触者の範囲の確認を行い、臨時休園等を検討するとともに、休園した保育所等の利用児童の保育等が必要な場合の対応として、ベビーシッターやファミリー・サポート・センター事業の活用等の代替策を講じるなどの御対応をお願いいたします。